

太田市成年後見協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者その他の判断力の不十分な者及びその親族に対し、成年後見制度の権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び提言を行うため、太田市成年後見協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 広報事業
- (2) 相談事業
- (3) 利用促進事業
- (4) 後見人支援事業
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者その他の判断力の不十分な者及びその親族の権利擁護支援について優れた識見を有する者で、次に掲げるものから市長が委嘱する。

- (1) 群馬県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等に属する者
- (2) 民間団体、NPO法人等に属する者
- (3) 医療・福祉関係団体に属する者
- (4) 金融関係団体に属する者
- (5) 民生委員
- (6) 自治会等地域関係団体に属する者
- (7) 太田市地域包括支援センターに属する者
- (8) 太田市社会福祉協議会に属する者
- (9) その他市長が適任であると認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 会長は、成年後見制度に関し、協議会の議題により次に掲げる者で優れた識見を有するものをオブザーバーとして招集することができる。

(1) 前橋家庭裁判所に属する者

(2) その他市長が適任であると認める者

2 オブザーバーは、議決権を有さないこととする。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償費)

第7条 別表に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

太田市成年後見協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
群馬県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等に属する者	8,000円
民間団体、NPO法人等に属する者	
医療・福祉関係団体に属する者	
金融関係団体に属する者	
民生委員	
自治会等地域関係団体に属する者	
その他市長が適任であると認める者	